

第 24 回

農業委員会総会議事録

平成 25 年 6 月 27 日(木)

幕別町農業委員会

第 24 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 25 年 6 月 27 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 44 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員 (24 名)

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	5 番	大道	健實
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	14 番	鬼頭	良市
	13 番	高橋	秀樹
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員 (2 名)

	3 番	齊藤	正孝
	6 番	小原	喜久雄

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第 1 号 平成 25 年度全国農業委員会会長大会について
 - 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について
 - 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 5 号 農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について
- 5) 議案
 - 第 1 号 農業委員の辞任について
 - 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 高橋 宏邦
- 忠類支局長 天羽 徹
- 農地振興係長 鯨岡 健
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主査 佐瀬 洋美
- 農地振興係主事補 川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますから、ただ今から第24回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきます。議事録署名委員に23番齊藤一男委員、24番谷内代理をお願いをいたします。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番齊藤正孝委員、6番小原委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	<p>会議室も暑いですから上着を取って結構でございますからご自由にしてください。</p> <p>それでは、報告第1号「平成25年度全国農業委員会会長大会について」私の方からご報告させていただきます。</p> <p>お手元に報告書が届いているかと思えます。「全国農業委員会会長大会議案」というものと、それから「TPP交渉および地域の実態に即した施策実現に関する要望書」これがあると思えます。もう1つ、1枚ものですが「十勝農業委員会連合会の重点要請文」というのがあります。それぞれ報告をいたします。まず、全国の農業委員会会長大会につきましては、去る5月30日に東京都の日比谷公会堂で開催されました。中身につきましては、お手元に配布のとおりであります。いずれにいたしましてもTPPの問題を中心とした、農業関連の決議の大会でありました。非常に熱気のある大会でありましたことをご報告申し上げます。次に、北海道の選出国會議員にそれぞれ要請大会をもちまして、慣例になっているんですけれども、北海道ただ今27人の国會議員がおられますが、与党・野党の2グループに分けてそれぞれ要請をいたしました。27人の名簿はお手元に配布されているかと思えますが、本人出席はこの中で約半分であります。この人には来て欲しかったなというような代議員がおられた</p>

のですが、残念ながら見えませんでした。そういったことで、野党・与党の国会議員の皆さんにそれぞれ我が北海道の農業の生の声をお聞きいただいたと思います。なお、全く欠席をされた方はおられませんでした。秘書が代理に出席をされておりましたが、本人出席は先ほど申し上げましたように、半分の先生方でありました。それから、もう1つこれは前の総会にご承認頂いたものでございますが、十勝農業委員会連合会の重点要請、これは、十勝出身の中川代議士、及び清水代議士に向けて要請を行ったものであります。内容はお手元の資料のとおりであります。両先生とも非常に積極的な対応をしていただける返事をいただきました。大変お二人とも忙しいようでしたが、十勝の農業委員会の対応については非常に丁寧に対応していただきまして、大変お世話になってまいりました。以上であります。

以上、全国大会の際に同時に要請した北海道選出代議士並びに十勝選出代議士についての要請をそれぞれご報告いたしました。何かご質問ございませんか。ありませんか。

(発言なし)

議長

それではないようですので以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から4番を説明いたします。

事務局

報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページ、2ページの4件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

ただ今、報告第2号1番から4番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですから、報告第2号1番から4番については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。報告第3号の1番から3番を説明いたします。

事務局

報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」。農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書3ページ、4ページの5月28日第23回総会で審議された3件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成25年6月26日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長	<p>ただ今の報告第3号1番から3番を説明いたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですから、報告第3号の1番から3番は報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。報告第4号1番を説明いたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書5ページの4月26日第22回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成25年5月31日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今報告第4号1番を説明いたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですから、報告第4号1番は報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。報告第5号1番から3番を説明いたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」。農地基本台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、農地・採草放牧地以外と確認したので報告いたします。案件は、議案書6ページの3件でございます。これらの案件は、現況地目を確認し農地基本台帳を整備するものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。6月21日の現地調査で農地、採草放牧地以外と確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今報告第5号1番から3番を説明いたしました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですから、報告第5号1番から3番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農業委員の辞任について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>

事務局長	<p>議案第1号「農業委員の辞任について」ご説明いたします。</p> <p>このたび、齊藤正孝委員より平成25年5月29日付けで辞任届が提出されました。齋藤委員につきましては、先月の第23回総会終了後にご本人から説明がありましたとおり、5月末の幕別農協理事会において常務理事を降りられることになりまして、幕別農協推薦である農業委員の職を辞任したいとのことありますので、農業委員に関する法律第16条の規定に基づき、本日の総会において同意を求めるものでございます。宜しくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですから、議案第1号については、同意するものとしてよろしいですか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議なしといたします。よって、議案第1号は同意することに可決しました。</p> <p>なお、齊藤正孝委員は本日欠席されていますから、後日、本人へその旨を通知させていただきます。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番を説明いたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
12番	<p>この案件につきましては、今月20日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号の3番について、説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書2ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 この案件につきましては、4月17日に町公社が利用調整を行い、買受予定者を変更した案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号3番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号3番は原案のとおり可決いたしました。

議長 次に議案第2号4番から6番について、説明をいたします。

事務局 【議案第2号4番から6番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書の2ページ下段から3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 これらの案件につきましては、平成20年11月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号4番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号4番から6番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第2号7番について、説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 この案件につきましては、農地保有合理化事業に伴う売り渡しで平成20年5月に斡旋調整を行った案件でございます。旧所有者は[]さんであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。詳細については、ただ今事務局の説明のとおりでございます。以上で終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番、2番を説明いたします。

事務局 【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は、別添農地法第3条調査書1ページ、2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 21 番 去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。
- 議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番、2番は原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第3号3番について、説明をいたします。
- 事務局 【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】
- 事務局 この案件は、別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 11 番 6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。
- 議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【異議なしの声多数】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第3号4番について、説明をいたします。
- 事務局 【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細については、事務局の説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号5番から9番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番から9番について議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は、別添調査書5ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 これらの案件につきましては、農地所有者3名での所有農地の交換でございます。去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号5番から9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番から9番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第3号10番について、説明をいたします。
事務局	【議案第3号10番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
23番	この案件は財務省普通財産処分でございます。去る6月21日、向井委員、東口委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号10番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件の申請地は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保のための施設として位置づけられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されておりますとおりでございます。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20番	この案件につきましては、農家住宅の建設に伴う転用でございます。去る5月16日に農振除外案件として、小原委員、東口委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、ただいま事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号の1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
21番	この案件につきましては、本来、地区担当農業委員は齊藤正孝委員でございますが、本日欠席しておりますので、私の方から説明申し上げます。去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認しまして、周辺農地への影響はないと考えておりますので宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案5号2番であります。高橋委員が議事参与になります。終わるまで退席をお願いいたします。
	(13番高橋委員退席)
議長	それでは、議案第5号2番について、説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、審査表に記載されているとおりでございますので宜しく願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番

この案件につきましては、去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局の説明のとおりでございます。宜しく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決しました。

(13番高橋秀樹委員着席)

議長

次の議案第5号3番であります。齊藤委員が議事参与になります。終わるまで退席をお願いいたします。

(23番齊藤一男委員退席)

議長

それでは、議案第5号3番について、説明をいたします。

事務局

【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

事務局

この案件の申請地は、TMRセンター建設の為の農業用施設の建設に伴う転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございますので宜しく願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。

16番

説明します。この案件につきましては、本来、地区担当委員は齊藤一男委員でございます。議事参与にあたりますことから私の方から説明申し上げます。本件につきましては、TMRセンター建設に伴うバンカーサイロ等の農業用施設整備を目的とした転用でございます。去る5月17日に農振用途変更案件として小原委員、東口委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響

はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決しました。
(23番齊藤一男委員着席)

議長 次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。1番について説明をいたします。

事務局 【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。宜しくお願いたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第6号2番について、説明いたします。

事務局 【議案第6号2番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認していただき

農地・採草放牧地以外ということで確認をいただいております。どうぞ宜しくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第6号3番について、説明をいたします。

事務局 【議案第6号3番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

2番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る6月21日、鬼頭委員、谷内代理、事務局とで現地を確認して頂き、農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。宜しくお願い申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号3番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第6号4番について、説明をいたします。

事務局 【議案第6号4番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

23番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る6月21日、東口委員、向井委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第6号4番は原案のとおり決しました。
議長	議案は以上であります。これをもちまして、第24回農業委員会総会を閉会します。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

23 番 印

24 番 印

議長 印